



# 警 No.200 笛

記念号

東松山地区防犯協会  
東松山交通安全協会  
東松山警察署防犯協力会  
東松山警察署

## 振り込め詐欺関連の防災無線がながれたら管内に犯人からの電話がかかってくる時です。

令和3年の1月から5月末の県内の振り込め詐欺被害発生件数は416件、東松山警察署管内では東松山市で5件、滑川町で1件、川島町で1件ありました。昨年はコロナ禍で全体的な件数は減少していましたが、今年に入り、増加傾向にあります。

毎日のように犯人からの予兆電話がかかってくるので、予兆電話が多くかかってくる時、市、町の防災無線をお借りしてお知らせしています。振り込め詐欺についての防災無線が流れているときはご自身が気を付けるとともに、身近な人と確認を取り合うなどして犯罪に巻き込まれないようにしましょう。

そして、お金を受けとりに来る「受け子」が近所をウロウロしているかもしれませんので、少し周りを気にしていただいて不信者がいたら110番通報をお願い致します。



先日、「孫からお金を取りに行く」と電話があったからお金を下ろしに行く」とタクシーに乗った高齢女性をタクシーの運転手さんが説得してだまされずに済んだという動画ニュースが何度もテレビで流れていました。

「家族に確認した方がいいんじゃないか?」「本人じゃなきゃ渡すんじゃないか?」と運転手さんが必死に説得してくれたおかげで騙されずに済んだというものです。振り込め詐欺全体の被害者のうち、65歳以上のかたが92.3パーセント、女性が81.1パーセントを占めています。当てはまる方は狙われている可能性が高いので十分注意してください。

東松山地区でもタクシーの運転手さん、銀行員さん、コンビニの店員さん等に振り込め詐欺抑止のため危ないかもしれない?!と思われるお客様にはお声がけをさせていただいており、昨年度の未然防止件数は19件となっています。



市、各町の花いっぱい推進委員の皆さま、滑川町老人会の皆さま、ありがとうございます!

## 花いっぱい「ながら見守り」活動推進中!



コロナの影響で人の集まる防犯講話、防犯キャンペーンが減少している状況であっても、犯罪は起きています。防犯に大事なことは一人一人の心がけと不審者を見つける多くの目です。普段から花壇の手入れ、水やり等、外で活動されている皆さんに「ながら見守り」の御協力をお願いしています。花壇にのぼり旗を立てていただき、地域の皆さんに安心していただく、不審者から見てもこの地区でやると見られるかも……と、犯罪の抑制になります。ついでに、～しなごらの「ながら見守り」は、負担をかけずに皆でちょっとした気遣いをしていこうという取り組みです。犬の散歩、買い物等で外に出る時、皆様も「ながら見守り」をお願いいたします。

6月中旬頃にのぼり旗を立てた場所です。他にも続々と増えています♪



# 振り込め詐欺・万引き・侵入盗・防止活動報告



5月12日松山町公会堂にてみもり座さんのコロナに関する詐欺被害の寸劇とともに防犯講話を行いました。



途中で雨が・・・。

5月20日東松山市田木地区への戸別訪問を実施しました。防犯推進委員の斎藤さんと一緒に軒一軒まわり、振り込め詐欺、侵入盗に気を付けてと啓発いたしました。



花いっぱいながら見守り活動を推進しながら防犯講話も各地区で行っています。滑川町は教育委員会で行っている寿学級に参加させていただき、9月までに20回の講話予定が入っています。

★前号に掲載致しました盗難除け「逆さ札ステッカー」は残り少なくなってきました。ご希望の方は防犯協会までご連絡ください。(22-9347)



## 埼玉県警察官募集中!



- ◎ 第一次試験 令和3年9月19日(日)
- ◎ 申込受付期間 令和3年8月5日(休) ~ 8月24日(火) 17:00まで

◎ 問い合わせ先  
東松山警察署 0493-25-0110 **やる気のある方大募集!!**  
埼玉県警察ホームページ  
<http://www.police.pref.saitama.lg.jp/saiyo/>  
詳しくは東松山警察署まで!

## ～編集後記～

地域安全ニュース「警笛」も本号で200号となりました。デジタル化の推進、予算削減の観点から紙面での情報提供をなくし、HPやメールの活用などに移行している地区もできていますが、防犯、交通安全に関する情報は出来るだけ多く目にさせていただき、一件でも多く事件・事故を未然に防ぎたいという一心で今後も続けていければと思っています。防犯・交通安全活動をされているボランティアの皆さま、本当にありがとうございます。今後とも健康で元気に楽しくご活躍されることを願っています。

# 歩行者もドライバーもお互いに思いやりを



## KEEP38 とは・・・

道路交通法第38条の「横断しようとする歩行者がいる場合の横断歩道手前での減速義務」と「歩行者優先義務」を意味しています。ドライバーは、常に歩行者保護の気持ちを心に横断運転しましょう。



## HAND SIGN とは・・・

歩行者は、ドライバーに対して横断する意思を明確に伝えましょう。

- S・・・しっかり 手をあげる
- I・・・いつでも 安全を確かめる
- G・・・じっくり 他の車に注意する
- N・・・にっこり 会釈でありがとう

